

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: いわき緑化興業株式会社
法人番号: 9380001012386
住 所: 福島県いわき市植田町南町2丁目5番地の4
- 指名停止措置期間: 令和3年3月30日から令和3年4月29日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内
- 事実概要:

いわき緑化興業株式会社は、平成30年8月から平成31年3月に施工した福島県発注工事において、請負金額が建設業法施行令で定める金額(3,500万円)以上であるため、現場に配置する主任技術者は専任でなければならないにも関わらず、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき営業所の専任技術者を配置していた。このことが、建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反するとして、令和2年12月24日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者であるいわき緑化興業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)